

1. 件名：東海再処理施設安全監視チーム会合への対応に係る面談
2. 日時：令和2年1月28日(火)10時20分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、内海研開炉係長、佐々木技術参与

技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

野島技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他8名

5. 要旨

○原子力機構から、次回の東海再処理施設安全監視チーム会合の資料案に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の内容を伝えた。

(資料1)

- ・前回監視チームでも指摘したとおり、廃止措置計画変更認可申請の安全対策に係る申請については、未だ事業指定レベルでの記載であり、技術的妥当性を示す記載がないものと認識しているので、確実に作り込むこと。
- ・また、この安全対策について、補正に向けた検討を行っているとのことだが、いつ補正を行うのかを明確にした上で、その過程でどのような検討が行われて、いつ技術的な資料を規制庁に提示できるのか等を整理することが必要ではないか。例えば、アクティブランなどとして示すこと。
- ・前回監視チームでも指摘したとおり、廃止措置計画の変更認可申請について、規制庁としては、我々が機構内の優先順位を決めるのではなくて、まず、機構内で優先順位を明確にした上で、申請書を作り込み申請すること。特に、今回の安全対策に係る申請のように、内容が技術的に詰められていないものが申請される現状では、審査に時間を要するため、資源を有効的に活用する観点からも検討すること。
- ・職員を増員したとしているが、約70年という廃止措置期間を考慮して行われているか。長期的には職員の減少が見込まれる中、ノウハウなどの技術伝承が確実にできるかも考慮していくべきと考えているところ、監視チームで説明すること。
- ・ガラス固化保管施設課を新設し、TVF保管施設の増強や、新規保管施設の設計対応をしようとしているが、ガラス固化は当面進まないこと等を踏まえ、優先順位をつけた上で適正な資源配分がされていることについて、監視チームで説明すること。
- ・もんじゅとの連絡会を実施しているが、なぜもんじゅだけが対象なのか。機構は、廃止措置中の施設であって特別に稼働している類似性からというが、規制庁とし

ては、モチベーションや、意思決定方法などを参考にするのであれば、廃止措置中の原子力施設であれば十分に参考になると考える。組織の改善に向け、範囲を広げて貪欲に情報を取得するよう努めていくべきであり、当該連絡会の在り方を再考すること。

(資料 2)

- ・資料の基本的な考え方は理解する。性能維持施設について、どのような確認をすれば点検が達成されるのかを明確にする必要があるため、保安規定と点検内容の紐付けを明確にしておくこと。
- ・現在、検査制度変更に伴い保安規定の改定を機構全体で取り組んでいると認識しているが、性能維持施設の記載を保安規定でどう記載するかについて、他拠点の記載も踏まえて対応すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料 1 : 東海再処理施設に係る廃止措置の管理強化

資料 2 : 廃止措置計画等における性能維持施設の記載について